

保育士に復帰する あなたを応援します！



資格を持った
あなたのチカラが
必要です！

再就職準備金を
最高 **40万円** お貸しします。

石川県内で保育士として
2年間働くと **全額返還免除**

潜在保育士再就職準備金のご案内

保育士の資格を持ちながら、保育の仕事から離れていた方に、再就職のための準備費用をお貸しし、保育現場への復帰を応援します。もう一度、保育士の資格を活かしてみませんか。

このようなことに使えます！

- ① 子どもの預け先を探す際の活動費
- ② 子どもを保育所などに預ける際に必要となる入園料や準備費用等（保育料等の毎月支払いが必要な費用は除く）
- ③ 保育について学び直すための講習会の費用、参考図書の購入費
- ④ 働く際に必要となる衣服、かばん、靴などの購入費
- ⑤ 敷金、礼金、引越費用など転居を伴う場合に必要となる費用
- ⑥ 通勤用の自転車又はバイクなどの購入費
- ⑦ その他、再就職する際に必要となる経費

複数の用途に
使うことが
できます。

※再就職の準備に必要な費用を一括でお貸しします。（1人1回限り）
請求書や領収書の提出は必要ありません。

詳細は中面・裏面を
ご確認ください。

貸与の要件①

連帯保証人が1名必要となります。

連帯保証人は、国内に居住する成人で、何らかの収入があることが条件となります。

貸与の要件②

再就職準備金の申請には、次の要件をすべて満たす必要があります。

1	申請者および連帯保証人の現住所と住民登録の住所が一致していること。	☒
2	保育士として登録後、1年以上経過していること。 (保育士として登録後、1年未満の場合は、保育士養成施設の卒業または保育士試験の合格から1年以上経過していること)	☒
3	次の施設又は事業所の保育士としての離職日から1年以上経過しているか、保育士としての勤務経験がないこと。 ア 保育所 イ 幼保連携型認定こども園 ウ 家庭的保育事業 エ 小規模保育事業 オ 事業所内保育事業 カ 幼稚園	☒
4	石川県内で、下記の対象となる就職先の施設または事業所(以下「保育所等」)に保育士として、新たに採用が決定していること。	☒
5	保育士として週20時間以上※1勤務すること。 (パートや臨時職員等の雇用形態は問いません)	☒
6	保育所等の保育士として新たに採用が決定した日(勤務開始日ではありません)から30日以内であること。 (新たに採用が決定した日から勤務開始予定日までに30日以上の間がある場合には、勤務開始日前であること)	☒
7	保育所等の保育士として新たに採用が決定した日までに、石川県福祉の仕事マッチングサポートセンター(以下「福サポいしかわ」)に保育士の資格保有者として届出※を行っていること。 ※届出・登録方法については裏表紙を確認してください。	☒
8	申請した日の時点で、生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金等、就職のための他の同種の貸し付けを受けていないこと。	☒
9	暴力団員等反社会的団体関係者や児童福祉士法その他関係法令に違反する者ではないこと。	☒

※1 1か月の勤務時間を1週間ごとに平均した時間

【対象となる就職先の施設又は事業所】

■ 保育所	■ 認定こども園
■ 預かり保育等を常時実施している幼稚園	■ 「認定こども園」へ移行予定の幼稚園
■ 家庭的保育事業	■ 小規模保育事業
■ 居宅訪問型保育事業	■ 事業所内保育事業
■ 病児保育事業	■ 一時預かり事業
■ 離島その他の地域において特例保育を実施する施設	■ 認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている施設

返還について

1 返還の免除

石川県内の保育所等で保育士として働いている間は、原則、再就職準備金の返還を求められることはありません。また、次のいずれかに該当する場合には、申請により、再就職準備金の返還が全額免除されます。

- ① 石川県内の保育所等で週20時間以上、2年間※2、保育士として働いたとき。
- ② 業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、保育士として生涯働くことができなくなったとき。

※2 在職期間が通算730日以上

2 返還の開始

次のいずれかに該当する場合は、翌月から再就職準備金の返還が必要となります。

- ① 再就職準備金の申請時の保育所等に就職しなかったとき。
- ② 就職した保育所等を退職し、正当な理由がなく、3か月を超えて※3、石川県内の保育所等で保育士として働かなかったとき。
- ③ 業務外の事由により死亡、または業務外の事由による心身の故障のため、保育士として生涯働くことができなくなったとき。
- ④ 届け出が必要な場合に、その届け出を怠ったとき。
- ⑤ 免職されたとき。
- ⑥ 虚偽その他不正な方法により再就職準備金を借りたとき。
- ⑦ その他再就職準備金の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

※3 転職する場合、前職を退職した日から3か月以内に石川県内の保育所等に保育士として再就職すれば、返還開始とはなりません。
(災害、疾病、負傷、育児、介護、その他やむを得ない事由がある場合は除く)

3 返還期間

返還が必要となった場合には、返還となった理由が生じた翌月から2年間(24回の月払い)で再就職準備金を返還していただきます。

- ① 希望により、返還の期間を2年間より早めることができます。
- ② 返還期間内であれば、無利子ですが、返還期間以内に返還できない場合は、延滞利子が年5%の割合で発生します。
- ③ 免職されたときや虚偽その他不正な方法により再就職準備金を借りたときは、一括で返還を求める場合があります。

福サポいしかわへの届出・登録方法について

1 インターネットによる場合

「福祉のお仕事」ホームページ (<https://www.fukushi-work.jp>) より
保育士の資格保有者の届出を行ってください。



2 届出用紙による場合

福サポいしかわまでお問い合わせ (来所、電話) ください。

石川県福祉の仕事マッチングサポートセンター

〒920-0935 金沢市石引4-17-1 石川県本多の森庁舎1階
TEL:076-234-1151 FAX:076-234-1153

●●●● 再就職準備金に関する申請・問い合わせ先 ●●●●

社会福祉法人 石川県社会福祉協議会 地域福祉課

〒920-8557 石川県金沢市本多町3丁目1番10号 石川県社会福祉会館2階
TEL:076-224-1212 FAX:076-222-8900

申請に必要な書類は、石川県社会福祉協議会のホームページよりダウンロードできます。

掲載ページ



石川県社会福祉協議会ホームページ
(<http://www.isk-shakyo.or.jp>)
トップページ左側の次の画像をクリックしてください。